

一部改正 人計第111号
19. 1. 9
防人計第8444号
19. 8. 31
防人計第15282号
27. 10. 1

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備本部長
防衛施設庁長官

人事教育局長

人事発令について（通知）

人事発令に関して、下記のとおり実施することとされたので通知する。
なお、長官が行う人事発令（人発1第24号。35. 2. 20）及び長官が行う自衛官の人事発令（人発1第30号。36. 3. 8）及び長官が行う自衛官の人事発令（人1第521号。46. 3. 3）は廃止する。

記

- 防衛大臣が行う人事発令の伝達通知書等を防衛省本省の当該施設
(1) 等機関の長又は防衛局長の任令は、当該幕僚長、情報官に送付し、
防衛隊員防衛令第6条第6号の規定による。防衛省防衛令第4号第11
7年からは本権に關する職か人事発令の伝達通知書の様式は、次
条の規定に關する職か人事発令の伝達通知書の様式は、次
(2) 7年からは本権に關する職か人事発令の伝達通知書の様式は、次
条の規定に關する職か人事発令の伝達通知書の様式は、次
(3) 7年からは本権に關する職か人事発令の伝達通知書の様式は、次
条の規定に關する職か人事発令の伝達通知書の様式は、次
(4) 7年からは本権に關する職か人事発令の伝達通知書の様式は、次

（記号）第 号
平成 年 月 日

（部隊等の長）殿

人事教育局長

航空総隊司令部防衛部長
 第3航空団司令部
 第11飛行教育団基地業務群司令
 注 各航空自衛隊の隊名があるものには、陸上自衛隊、海上自衛隊又
 は航空自衛隊の隊名を冠しないものについては、これを冠するものと
 する。

エ 情報本部、防衛監察本部又は地方防衛局
 情報本部情報官
 防衛監察本部監察官
 北海道防衛局防衛補佐官
 防衛装備庁
 防衛装備庁長官官房艦船設計官
 防衛装備庁下北試験場長